

## 私の公務員考

西垣康紀



公務員とは国及び地方自治体、国際機関等の執行する人（国家公務員100万人、地方公務員300万人）すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の執行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない（地方公務員法第30条）

国際比較（国際標準産業分類）軍隊を除く行政、国防、強制社会保障分野に従事を公務員

として1000人当たり日本17.5、米国22.2、イタリア24.0、ギリシャ34.0、英国34.1、フランス40.8 学校、病院など役所以外で働く公務員を含めるとギリシャは非常に多い。独立行政法人・公社・公営企業等を含めると先進国では日本42.2人米国73.9人で80人程度が標準です。贈収賄とは民間同志では成立しない犯罪、中元・歳暮・ゴルフ・飲食等では慣例でも、公務員に対しては厳禁です。

お世話になった、なろうとする人に贈り物をするというのは日本の文化 しかし、公務員が罰せられるのは職務の公正さとそれに対する国民の信頼を害するため（職務の公正さのため不正な対価を得てはならない）

賄賂：有形無形を問わず人の欲望を満たすいっさいの利益。

収賄：賄賂を受け取ること。

贈賄：賄賂を贈ること。

刑罰：収賄は5年以下の懲役 収賄によって不正行為を働いた場合7年以下の懲役、贈賄は3年以下の懲役又は250万円以下の罰金です。